

2019年3月19日

厚生労働大臣
根本 匠 様

京都府保険医協会
理事長代行 茨木 和博

医科診療報酬点数表に内服薬の一包化の評価 及び 注射薬の処方料、処方箋料の新設を求める要請書

拝啓

貴職におかれましては、社会保障の維持・発展にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。本会は京都府内で保険診療に従事する医師（保険医）約 2,350 人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

京都府保険医協会は 2018 年 12 月 17 日～28 日、全会員を対象として、(1) 内服薬の一包化の評価に関する調査、(2) 注射の処方、処方箋発行の評価に関する調査を実施しました（対象数：2256 人、回答数：435 人、回収率：19%）。

その結果によれば、(1) 院内投薬のための分包機を所有しているか質問したところ、回答者の 39%（168 人）が所有していると回答しました。

その理由を自由意見で尋ねたところ、大きく分けて、①認知症、②高齢者、③小児一等の患者に対する服薬管理のため導入している、との意見が多く寄せられました。

また、分包機を所有している回答者（168 人）について、一包化に対する点数の新設の是非を質問したところ、73%の回答者が調剤報酬と同じ点数を新設すべきと回答しました。特に内科系診療所では 79%が、その様に回答しています。

次に、(2) 現在の点数表の「特掲診療料・第 6 部 注射」には処方料がなく、また「特掲診療料・第 2 部 在宅医療」には注射の処方箋料がないことについて質問したところ、「必要だ」との回答が 45%、「必要ない」との回答が 14%でした。特に内科系診療所では「必要だ」との意見が 52%となっています。

また、上記で「必要だ」と回答した方に、注射の処方料、処方箋料について、一回ごとに何点が相応しいと思うか質問したところ、処方料で平均 44 点（中央値 42 点）、処方箋料で平均 45 点（中央値 40 点）との結果でした。

以上を踏まえ、2020 年 4 月実施の医科診療報酬改定において、下記の内容を実現するため、ご尽力賜りますよう、お願いいたします。

記

1. 医科診療報酬点数表の特掲診療料第 5 部「投薬」において、分包機を設置し、医師、薬剤師が内服薬を一包化した場合の技術料を新設すること。その場合、点数設定は調剤報酬と同点数（2 剤以上の内服薬又は 1 剤で 3 種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包

化した場合、投与日数に応じ、①42日分以下の場合、投与日数が7又はその端数を増すごとに+32点、②43日分以上の場合、220点) とすること。

2. 特掲診療料第6部「注射」において、注射薬剤の処方料を新設すること。その場合、点数はF100処方料の「3」と同じ42点とすること。
3. 特掲診療料第2部「在宅医療」において、注射薬剤の処方箋料を新設すること。その場合、点数はF400処方箋料の「3」と同じ68点とすること。

敬具

※ 調査結果の詳細は、別添の資料をご参照ください。

※ なお、本要請書は内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官、衆参厚生労働委員会委員、京都選出衆参国會議員、中央社会保険医療協議会会長、中央社会保険医療協議会委員各位にもお送りし、改善をお願いすることとしています。